

＜所得額確認表＞

		夫	妻
A	所得額（収入金額から税法上の必要経費を引いた額） <sup>（※1）</sup>		
B	児童手当法施行令第3条第1項の控除額	80,000	80,000
C	雑損控除額		
D	医療費控除額		
E	小規模企業共済等掛金控除額		
F	障害者控除額（普通）（該当者数×270,000円）		
G	障害者控除額（特別）（該当者数×400,000円）		
H	寡婦控除額（普通）（該当すれば270,000円）		
I	寡婦控除額（特別）（該当すれば350,000円）		
J	勤労学生控除額（該当すれば270,000円）		
K	B～Jの合計額		
L	A－K（マイナスになる場合は0とします。）		
M	Lの夫婦の合計額		

（※1）所得額とは

サラリーマン等の給与所得のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」

自営業者等で確定申告をされている方は、確定申告書の「所得金額合計」です。

（上場株式等に係る配当所得や株式等に係る譲渡所得等は、含まれません）